

南加賀急病センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月3日

南加賀広域圏事務組合管理者 和田 慎 司（署名）

南加賀広域圏事務組合条例第2号

南加賀急病センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

南加賀急病センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

南加賀急病センター設置及び管理条例（平成 19 年南加賀広域圏事務組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「(診療費並びに使用料及び手数料)」に改め、同条第 1 項中「使用料及び手数料」を「診療費並びに使用料及び手数料（以下「診療費等」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項の使用料及び手数料」を「診療費等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難いものについては、管理者が別に定める。

別表中

「		「		に
	1 通につき, 3, 150 円		1 通につき 3, 240 円	
	1 通につき, 2, 100 円		1 通につき 2, 160 円	
	管理者が定める額		管理者が定める額	
	1 通につき, 3, 150 円	を	1 通につき 3, 240 円	
	1 通につき, 1, 050 円		1 通につき 1, 080 円	
	1 通につき, 520 円		1 通につき 540 円	
	通常なもの 1 通につき, 1, 570 円		通常なもの 1 通につき 1, 620 円	
	複雑なもの 1 通につき, 3, 150 円		複雑なもの 1 通につき 3, 240 円	
」		」		

改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

